

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 4月30日	
栃木県知事 福田富一 殿	
提出者 医療法人 心救会 小山富士見台病院 住 所 栃木県下野市柴1123 氏 名 理事長 黒須 治一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0285-44-0200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人 心救会 小山富士見台病院
事業場の所在地	栃木県下野市柴1123
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 197床
③ 従業員数	令和6年4月1日現在 120人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 感染性廃棄物保管庫 → 収集運搬業者 → 積替え保管 → 中間処理業者 → 最終処理業者 2. 感染性廃棄物保管庫 → 収集運搬業者 → 中間処理業者 → 最終処理業者

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	56.4 t	— t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物の発生場所や性状、取り扱い方を院内で共有しながら安全対策を取りつつ感染性とそれ以外の廃棄物に分別する事で廃棄物の抑制に取り組んだ。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	55 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 昨年と同様、感染対策と安全面を考慮した上で、事業活動に影響が出ないよう、感染性と非感染性を分別し、廃棄物抑制に努める。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鋭利な物、割れやすい物等は専用プラスチック容器に、その他の廃棄物については感染用段ボールに廃棄する。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記同様、分別の周知徹底をさせる。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	56.4 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	56.4 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	処理を委託するにあたり、収集運搬～処理までの業者選定においては、当院で様々な情報を取入れた上で審査し、選定を行った上で委託している。処分場見学も適時実行し、処分場の確認も行っている。また、不明な点は業者・行政に確認をしながら廃棄物の適切な処理が出来るよう、取り組んでいる。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	55 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	55 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度と同様、廃棄物に関する情報等について、委託業者・業界関連の情報を取り入れ、適切な廃棄に取り組んでいく予定。 また医療従事者・委託業者・行政とも連携をとり、一般廃・産廃・特管産廃の適切な分別も同時におこなっていく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.4 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 当該廃棄物は電子マニフェストで対応済。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。